

東淀川区役所

企画総務課（総合企画）

税務相談の中止基準について

- 次のいずれかに該当するときは、無料税務相談を中止することがあります。
 - (1) 大阪市に、暴風警報若しくは特別警報が発表され、相談日当日午前 10 時の時点で解除されていない場合。
 - (2) 相談開始前に震度 5 弱以上の地震が発生した場合。
 - (3) 大阪市災害対策本部より災害対策活動を優先する指令があり、相談日前日までに解除されない場合。
 - (4) その他の危機事象（地震、火災等）によって、危険と判断した場合。
 - (5) 上記警報等の発表がなくても、市民及び従事者の安全確保ができないと予測される場合及び交通機関のダイヤの大幅な乱れや運休、及び、それらが予測され従事者の確保が困難な場合。

なお、中止となった無料税務相談については、振替日を設けません。次回以降の相談日にあらためてご予約をお願いします。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）